

サンゴ礁保全行動計画策定会議開催要綱(案)

第 1 条 (目的と検討事項)

サンゴ礁生態系を中心とした沿岸生態系の

- (1) 保全に関する既存の取り組みのレビュー
- (2) 劣化の現状とその諸原因に関する包括的な整理
- (3) 保全に関わる様々な主体の情報・意見交換に基づく連携体制構築のためのプラットフォーム形成
- (4) 「サンゴ礁保全行動計画」の策定

について検討するため、「サンゴ礁保全行動計画策定会議」(以下「会議」と言う。)を開催する。

第 2 条 (構成)

会議は次に掲げる委員、関係省庁、関係自治体をもって構成する。

- (1) 委員
事務局から委嘱された、サンゴ及びそれに関連する事項に専門的知識を有するもの。
- (2) 関係省庁
- (3) 関係自治体

第 3 条 (運営)

会議は委員長が招集し、議事を進行する。

2. 委員長は、委員の互選により選出する。
3. 委員長は必要に応じて、関係者等に出席を要請することができる。
4. 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代行する。
5. 会議は、重要な事項について検討を深めるため、会議の下に分科会を開催することができる。
6. 会議は、原則公開とし、議事については議事要旨を公開するものとする。

第 4 条 (事務局)

会議の事務局は、環境省自然環境局が務める。

2. 事務局運営は環境省自然環境局から事務局運営業務を受託した者が行うことができる。

第 5 条 (その他)

上記各項に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、別に定める。